

第46号議案

蒲郡市子ども医療費助成条例の一部改正について

蒲郡市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和4年6月15日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

子ども医療費の助成対象を拡大するため提案する。

蒲郡市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

蒲郡市子ども医療費助成条例（平成14年蒲郡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「(以下「高校生等」という。)」を削り、「蒲郡市精神障害者医療費助成条例（平成7年蒲郡市条例第6号）」の次に「第2条第1項第2号」を加える。

第4条第1項中「(高校生等にあつては、入院に係る給付に限る。)」を削る。

第5条中「(高校生等に係る医療費の助成を受けようとする受給資格者を除く。)」を削る。

第6条中「(高校生等に係る医療費を除く。)」を削る。

第7条第1項中「(高校生等を除く。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の蒲郡市子ども医療費助成条例（以下「新条例」という。）第5条に規定する子ども医療費受給者証の交付に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 新条例の規定は、施行日以後に行われる医療に関する給付について適用し、施行日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。
- 4 施行日の前日において改正前の蒲郡市子ども医療費助成条例第5条の規定により子ども医療費受給者証の交付を受けていた者は、新条例第5条に規定する申請をした者とみなして、その者に同条に規定する子ども医療費受給者証を交付することができる。